

平成29年(ラ)第63号 伊方原発運転差止仮処分命令申立却下決定に  
対する即時抗告事件(原審・広島地方裁判所平成28年(ヨ)第38号等)

抗告人 XXXXXXXXXX 外3名

相手方 四国電力株式会社

## 釈明事項に対する回答書

～2について～

平成29年8月10日

広島高等裁判所第2部 御中

抗告人ら代理人弁護士 胡 田 敢

同 弁護士 河 合 弘 之

同 弁護士 甫 守 一 樹

ほか

本書面は、御庁平成29年7月20日付け書面における【抗告人らに対する釈明事項】のうち、「2 新規制基準の合理性【争点2, 即時抗告状第3】」に回答するものである。

### 1 放射性廃棄物処理方法審査の不存在及び環境基準等の設定欠如

放射性廃棄物処理方法審査の不存在及び環境基準等の設定欠如の主張は、本件原発を稼働することによって社会にもたらされる不利益の大

きさや、本件原発を稼働させる前に整備する必要のある法制度が未整備である実態を指摘するものであり、本件原発は社会的に許容されない施設であることを主張するものである。

つまり、これらの主張は、司法審査において本件原発には高い安全性が求められることを根拠づける主張であり、御庁の御理解のとおり直ちに原告人らの人格権侵害の具体的危険が事実上推定されることを主張するものではない。

## 2 防災審査の不存在

防災審査の不存在は、次のとおり、原告人らの人格権侵害の具体的危険を事実上推定するものである。

### (1) 原子力災害対策指針の問題

原告人らの住所地について、原子力災害を想定した避難計画は策定されておらず、防災審査も行われていない。

これは、避難計画の指針となる原子力災害対策指針が、原発からおおよそ30km圏をUPZと定め、避難計画の策定が義務付けられる範囲はその範囲に限定されるからである。(なお、UPZ外でも自主的に原子力災害を想定した避難計画を策定している自治体はある。)

原子力災害対策指針はIAEA安全基準を参考にUPZを規定するところ、IAEA安全基準は、UPZを原発から30km圏と規定する。

しかし、IAEAが30km圏と規定したことに根拠はない。すなわち、原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループの第1回会合では、委員からUPZの根拠を問われると、事務局が「もともと定量的な説明はきちんとございません。」「エキスパートジャッジメントだ」と答え(甲E45・40頁)、IAEAのUPZが「えい

やっ」で決められたことが明らかになった（甲E45・41頁）。これは同会合の資料にも「IAEAが提示しているUPZの範囲を定量的に示唆する根拠は存在しない。」（甲E46・1頁）と記載されているとおりである。

また、IAEAがUPZを決めた際の考慮事項の中に「この距離は、数時間内にモニタリングを行ない、防護処置をとるための実用的な境界線とみなされる」（甲E46・1頁）とある。これは、IAEAが人的物的に避難させることができるか否かを考慮してUPZを決めたと考えられる。しかし、避難は、人々の生命、健康を守るためのものであり、人々の生命、健康を守るために必要か否かを基準としてUPZを区切るべきである。つまり、IAEAのUPZは、30km圏外で避難を要する人々の生命、健康を切り捨てるものである。

このようにIAEA及びそれを参考にする原子力災害対策指針がUPZを30km圏に区切ることに根拠はなく、むしろ人々の生命、健康を守るためには不十分なものである。

## (2) 避難計画の策定・防災審査をすべき範囲

避難計画を策定すべき・防災審査をすべき範囲は、公衆被曝限度年1ミリシーベルトを超える汚染が生じる範囲であると考えられる。

すなわち、法は、原子炉等規制法を受けた「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」2条2項6号、同規則を受けた「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」2条1項1号により、「周辺監視区域」（人の居住が禁止され、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りが制限される区域）の外側において、実効線量が年間1ミリシーベルトを超えないこ

とを求めている。そして、この線量限度は、設置許可申請時<sup>1</sup>、稼働中<sup>2</sup>、廃棄時<sup>3</sup>という原発の存続期間中にわたって遵守することが求められ、違反に対しては罰則等によって実効性を担保している<sup>4</sup>。

さらに、チェルノブイリ原発事故時に移住の権利ゾーンが認められた区域は、ロシア、ウクライナ、ベラルーシの3国ともに年1ミリシーベルト以上（または1ミリシーベルト超）の区域である（甲D382）。

以上のとおり、避難を要する範囲は、法が原発存続期間中にわたって一貫して公衆被曝限度として罰則等で実効性を確保してまで求め、チェルノブイリ原発事故時に被災3国が定めた、年1ミリシーベルトを基準とすべきである。

公衆被曝限度年1ミリシーベルトを超える汚染範囲について、福島第一原発事故をみると、下図（甲E47）のとおり、原発から250km（群馬県）の地点にまで「0.2－0.5」（環境省によると0.23 $\mu$ Sv/年が年間1ミリシーベルトである。）の汚染が存在する。

---

<sup>1</sup> 炉等規制法43条の3の5第2項9号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則3条6号ハ

<sup>2</sup> 炉等規制法43条の3の14前文、炉等規制法第43条の3の16第2項、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則39条1項1号、線量告示第8条1項

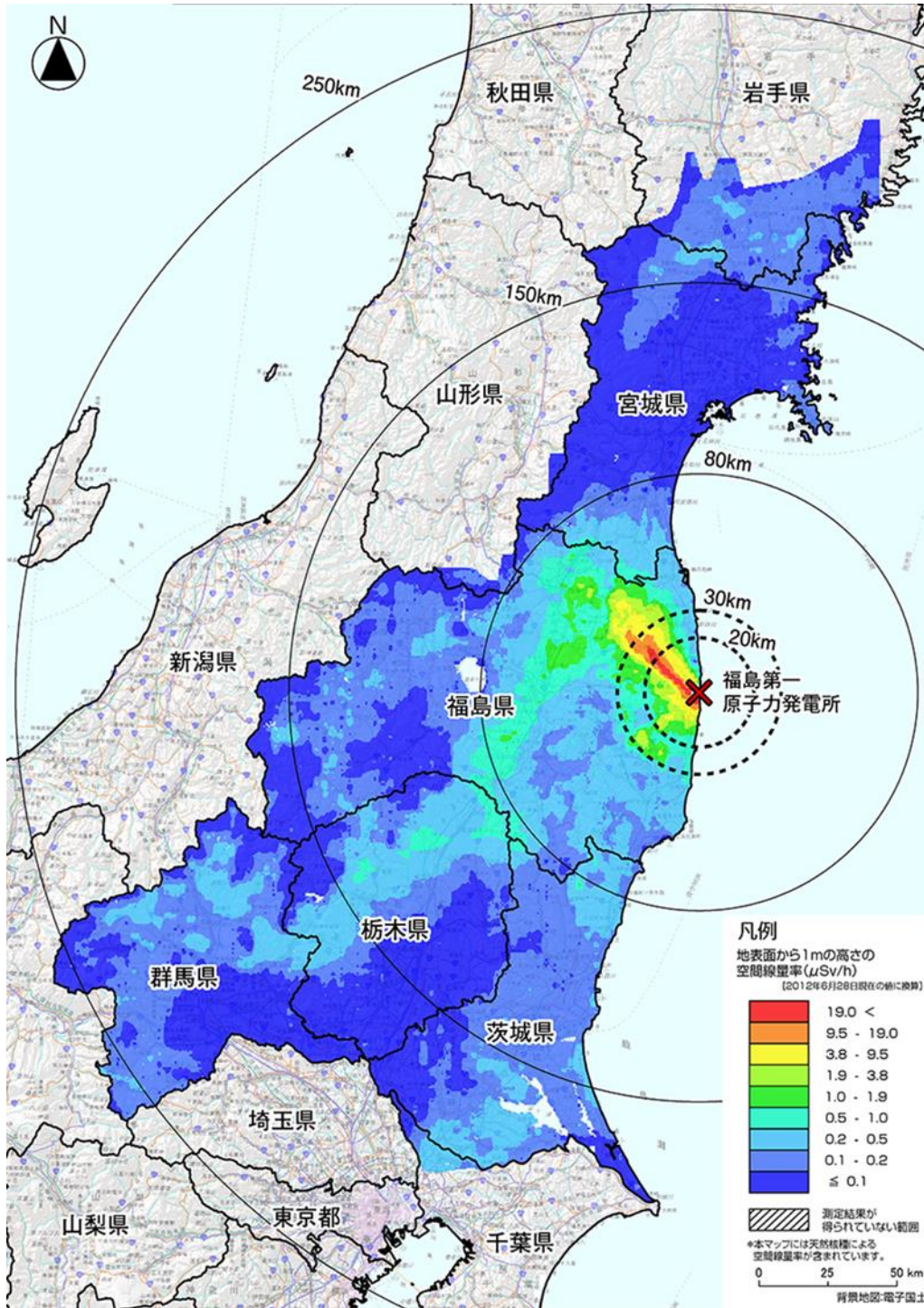
<sup>3</sup> 炉等規制法第43条の3の22第1項3号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則90条4号・7号、線量告示第8条1項

<sup>4</sup> ○稼働中の違反について

炉等規制法第43条の3の23第1項、法第43条の3の20第2項第4号、法77条第6号の3

○廃棄時の違反について

炉等規制法第43条の3の23第1項、炉等規制法第43条の3の20第2項第4号、炉等規制法77条第6号の3



(甲E47 文部科学省・米国エネルギー省・原子力規制庁が行った第5次航空機モニタリング結果に基づく図 2012年6月28日現在の値に換算。250km圏の一部の数値を明らかにしたものの中では最も時期が古いもの。)

したがって、避難計画を策定すべき範囲・防災審査をすべき範囲は、少なくとも原発から250km圏内であると考えられる。

250km圏内とする根拠は、上記のとおり、福島第一原発事故において、原発から250kmの地点にまで年間1ミリシーベルトの汚染が存在したことに加え、大飯原発3、4号機運転差止請求についての福井地裁平成26年5月21日判決が指摘した事実も根拠となる。同判決は、福島第一原発事故で15万人もの人が避難生活を余儀なくされたことや、原子力委員会委員長が福島第一原発から250km圏内に居住する住民に避難勧告を検討したこと（甲C39）、チェルノブイリ原発事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいること（準備書面(3)（被害論の補充書2）「第2」の「3」）、20年以上にわたりウクライナ共和国、ベラルーシ共和国は、今なお広範囲にわたって避難区域を定めていることなどを挙げて、250km圏内に居住する者は、人格権侵害の具体的危険が存在すると判示する（甲C118、24・25頁）。

250km圏は決して広過ぎるものではない。志賀原発2号機建設差止請求についての金沢地裁平成18年3月24日判決は、原発から約700km離れた熊本県在住の原告にも、許容限度である年間1ミリシーベルトをはるかに超える50ミリシーベルトの被曝の恐れがあるとして、具体的危険を認めている（甲D389、99頁）。

(3) 小括

以上のとおり、抗告人らの住所地は、本件原発から250km圏内に位置するため、避難計画の策定及び防災審査をすべき地点である。

よって、防災審査の不存在は、抗告人らの人格権侵害の具体的危険を事実上推定するものである。

以上